

糸保第 94 号
令和 4 年 5 月 23 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



保育所・公立の認定こども園における登園自粛による保育料減免と、滞納時の延滞金の徴収について(通知)

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行抑止のため、令和 4 年 3 月 24 日付糸保第 637 号文書にて家庭保育が可能な方について登園の自粛を要請し、その分の保育料を減免する予定でございますが、各世帯の減免額の正式決定には数か月程度のお時間を頂いている状態でございます。

下記の施設の保育料は、糸満市役所が徴収管理を行っておりますが、保育料を滞納する世帯には、納付している世帯との平等性の観点から滞納金額と滞納月数に応じた延滞金を徴収しております。

一部の世帯に「減免が決まってから保育料を支払う」という傾向が見られますが、保育料の減免が正式に決定していない間は、納付期限までに現在の保育料を納付する義務が発生しております。減免を待っている間に保育料の延滞金が発生したという理由でも、発生した延滞金は徴収いたしますのでご注意ください。

また、延滞金は正当な理由がない場合は、徴収しますので滞納を放置せず保育こども課までご相談ください。他園の保育料の徴収や延滞金などはその園にご確認ください。

記

登園自粛要請期間

令和 4 年 4 月 1 日(金) から要請中。終了する場合は別途通知します。

該当施設

あはごん保育園	ときわ保育園	りんごの木保育園
きゃんばす糸満武富保育園	西川保育園	糸満市立喜屋武こども園
くわのみ保育園	はなかが保育園	糸満市立真壁こども園
さわやか保育園	まつの木保育園	糸満市立兼城こども園
しおひら保育園	みなみ保育園	糸満市立糸満南こども園
すぎの子保育園	ゆりかご保育園	糸満市立西崎こども園

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131